米国特許商標庁のキューバに対する知財保護の取り組み

2016 年 11 月 3 日
JETRONY 知財部
今　村　、　丸　岡

オバマ政権は米国・キューバ関係正常化に関する大統領政策指令（Presidential Policy Directive）[1]を発表した。同指令は、両国間の経済的障壁を取り除き科学分野の協力を進めながら新たなイノベーションの機会を作り出すというもので、商務省のミッションの一つとして、知的財産権保護の環境整備が含まれており、今後米国特許商標庁（USPTO）とキューバの関係が更に深まっていくと考えられる。

また今般 USPTO の Slifer 副長官が明らかにした文章[2]によれば、USPTO は既にキューバの知的財産保護長期的戦略に向けて同国の知財関係者らとの会合を開始している。

経緯として、半年ほど前に USPTO 職員は WIPO およびキューバ知的財産庁（Cuban Intellectual Property Office：OCPI）の共催イベントに出席するために同国を訪問した際に、両庁の関係強化に向けたコンタクトを開始した。その中で、キューバ知的財産庁らに対して USPTO の特許・商標運営の背景情報を提供し、両庁間の協力を今後進めるために堅固な基礎を確立することに関心がある旨を伝えた。

その後も 9 月にハバナで開催された WIPO の PCT 関連地域セミナーなどで交流を続け、WIPO 加盟国総会中に開催したキューバ知的財産庁との二庁間会合に Slifer 副長官が出席し、21 世紀に相応しい知的財産制度とするための知的財産制度強化方策に関する意見交換を行った。

副長官は、「グローバル経済で行われる事業の革新的技術、ブランド、創造的作品、営業秘密が海外市場で確実に守られるために、弊庁は知的財産の国内外での擁護に焦点を当てている。米国・キューバ間の商業的つながりが強まるに伴いキューバ知的財産制度を利用する米国企業は増えると予想されるため、弊庁とキューバ知的財産庁との間で互いに連絡できる関係を確立し深めることは重要である」とコメントしている。

以上

---

[1] https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/10/14/presidential-policy-directive-united-states-cuba-normalization （P12 に知財保護に関する記載）

[2] https://www.uspto.gov/blog/director/entry/protecting_the_rights_of_american